

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました議案第 53 号及び議員から提出されました意見書第 3 号、第 4 号及び選挙第 8 号から第 10 号までの 3 件、計 6 件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1 第 40 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例より、日程第 4 第 50 号議案 武雄小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 40 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

第 40 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例につきまして、本委員会に付託されました第 40 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例についての主な審査内容と結果についてご報告いたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴う条例改正ですが、委員からは、軽自動車税の負担水準を適正化するための税率の引き上げについては、デフレ脱却や経済再生の理由にはならないのではという意見がありました。

また、国税として徴収される「地方法人税」の創設については、法人市民税が引き下げられた分が、地方交付税で参入されるのかという問いには、全国への再配分の情報はまだ来ていないということですが、武雄市においては増額になるのではということでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に付託されました第 41 号議案 武雄市非常勤消防団員退職報奨金支給条例の一部を改正する条例について報告いたします。

今回の改正は、上位法の改正に伴うもので、非常勤消防団員退職報奨金の支給額を一律 5 万円増額し、最低支給額を 20 万円に改正するものと説明を受けております。

委員からは、この退職報奨金は課税対象になるのかという質問がありましたが、答弁としては、分離課税の対象ではあるが、金額的に対象外になるということです。

消防団への通知には配慮したいということでした。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 43 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に付託されました第 43 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について報告いたします。

4 月に伊万里・有田消防組合が発足し、その議会議員等の公務災害について、佐賀県市町総合事務組合に共同処理の参加申し込みがあっており、関係地方公共団体の議会の議決を得るものと説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 50 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について報告いたします。

契約金額は、3 億 2581 万 4400 円、工期につきましては、議決の日の翌日からで、平成 27 年 3 月 6 日を完成予定とされています。

構造については、鉄筋コンクリート造で延床面積 1191 平方メートルで、アリーナは、バスケットのコート 2 面がとれる広さです。

アリーナ部分は既存の体育館とほぼ同じ広さ、それにステージという配置を予定されています。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 40 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 40 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例に反対の討論を求めます。申し上げます。

地方税法の一部改正に伴って、市税条例の一部改正であります。軽自動車税、原付バイク、農耕作業費用などに関わる税率見直しは、市民にとって、大きな負担となります。

きょうは、国家公務員の皆さんの研修で傍聴もおられますが、まさに…失礼しました、勘違いしました、申し訳ありません。

市の職員の新規採用の方も傍聴されていますので。

先ほどの、国家公務員の私の質問について、撤回を申し上げます。

軽自動車税、原付バイク、農耕作業用などにかかる税率見直しは、市民にとって大きな負担となるのではありませんか。

その額は、平成 27 年度当初予算と比較して、500 万円増になる見通しであります。

市民はこの 4 月から消費税が 8 %に引き上げられ、とても生活への影響が大きくこれからますます心配であります。

この消費税、さらに来年 10 月から 10%に引き上げるなら、生活できないと、悲鳴と怒りが、巻き起こってきます。

安倍内閣は、デフレ脱却、経済再生をうたわれていますが、この税率見直しは市民にとって、逆立ちでは、ないでしょうか。

まさに軽自動車税の税率見直しは、今行われている TPP 交渉でのアメリカが要求する外圧と圧力ではないかと言わざるを得ないし…静かにしなさい。

私どもはまさに、日本にあった軽自動車税が市民生活にとって、まさに市民の足ではありません。

その税率が引き上げられること、本当に怒っているのではありませんか。

私は、今回の武雄市税条例の一部を改正する条例に、国の税率見直しではありますけれども、武雄市民の生活のことを考えるなら…静かにやじは飛ばしなさんな。

議長／静かに、やじに応酬しないで。

注意してますよ、静かにと。

江原議員／私は今回のこの第 40 号議案は本当に、中止するべきだと。

当局含め、国に対して要求し、反対の討論といたします。

以上です。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／おはようございます。

第 40 号議案、武雄市条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

今回は、地方税法の一部を改正するもので、法人市民税は、地方法人課税の偏在是正のための阻止であり、また、軽自動車税の税率の見直しは負担推進を適正化する税率の引き上げであります。

今回の議会の中で、議案に反対というだけで、反対理由をえられなかったかたもおられます。

ただ反対というだけでは、執行部としてもどのように対応して良いか、また市民に対してもどのように説明していいのかわからないということになってきます。

委員会の席上で理由等をはっきりして頂いて、委員会がほんとうに異議あるものになっていけばと思います。

よって私は第 40 号議案につきまして、賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案はご異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 40 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 41 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 43 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 43 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 46 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 1 回)より、日程第 8 第 52 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 46 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

それでは、経過の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました、第 46 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の競輪事業費 13 節委託料で、競輪場バンクの改修調査設計に 2000 万円、施設改修基本調査費に、700 万、計 2700 万計上されております。

この競輪場バンクは、平成 8 年に全面改修後、18 年経過しており、経年劣化がみられるため、平成 27 年度に全面改修を予定しているという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／バンクの設計と、本体の部分の設計になると思うんですけど、バンクは専門業者がそこに委託なのかな。

委託が別々のところに委託するか、一緒にするのか、プロポーサルのものになのか、そのへん説明やお話があったら、お聞かせください。

議長／末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／その別々にするかせんかというのは、説明もあっておりませんし、設計の入札の方法も説明はあっておりません。

また、審議もしておりません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に、付託されました、第 47 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を、申し上げます。

今回の補正は、給湯事業費で給湯管布設替測量設計及び、敷設替え工事を行うもので、事業費は給湯事業基金から繰り入れるものと説明を受けました。

事業の内容としましては、今回の敷設替えの長さというか、距離は、1.4 キロメートル配管替えということで説明受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 51 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／つぎに本委員会に付託されました、第 51 号議案 財産の処分についてでございますが、この処分は武雄北方インター工業団地の土地 4 億で面積、2 万 9684 の平方メートル、売買代金 4 億 1260 万 7600 円で売買の単価が、1 万 3900 円、平米あたりですね、という説明を受け…すいません、その前に処分の相手方は、興銀リース株式会社と説明を受け、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23 番 江原一雄議員

江原一雄議員／土地売買契約書の 8 ページの所有権移転登記の第 9 条の中に、所有権の移転登記に要する費用は本負担とする。

ただし、総額免許税は土地の負担とするという項目がありますが、その件について審議され、内容について報告があったのかおたずねします。

議長／産業経済常任委員会

産業経済常任委員会／そのことについては、質疑もございませんでしたし、執行部からの説明もございませんでした。

ということで審議はしていません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございますか。

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 52 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。今回の補正は、財産の処分に伴う土地売却収入 4 億 1260 万円が計上されており、その収入で新工業団地整備事業債の、一部を繰り上げて償還されるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 46 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。
これより第 46 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。
よって、第 46 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。
これより第 47 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 47 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 第 42 号議案 市道路線の変更についてより、日程第 10 第 45 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)までを一括議題といたします。

以上の 2 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び

に結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 42 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／おはようございます。

今定例会において、本委員会に付託されました、第 42 号議案 市道路線の変更についてご報告申し上げます。

現在の市道である武雄北方インター工業団地線は、県道北方朝日線より分岐し、工業用地までを結ぶ団地内路線であります。

今回の変更は、武雄北方インター工業団地にコスモス薬品が進出を予定しておりますが、予定地が現在の市道に接していないため、当該路線を延伸するものと説明を受けました。

なお、委員会において現地を視察し確認したところでございます。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 45 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 45 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてご報告申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の経理方式を現在の官庁会計方式から、水道事業と同じ公営企業会計方式に平成 28 年度から導入するため、その移行準備として固定資産評価のため資産調査等の委託料、そして公共下水道事業の全体計画区域の見直しのための現地調査、費用対効果等の資料作成及び次期事業認可区域を選定するための設計業務委託料をお願いするものであるとのことでした。

歳入においては、一般会計からの繰入金が増額補正であるとのことでございます。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 42 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に第 45 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 第 44 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務文教常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 44 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 4 目財産管理費では、土地開発基金の財産である田代酒造跡地、約 4500 平米の売却処分を行うため、買戻しに要する経費 9926 万 6000 円として、取得時の価格で計上されております。

2 款 2 項 1 目企画総務費では、昨年度から取り組んでいる公文書の電子化に必要な機器、人員等に係る経費が計上されております。

委員から内容が単純な作業であるとすれば、ハンディキャップのある人を優先していただくよう考慮してほしいとの意見がありました。

また、10 款 1 項 3 目学校教育総務費の旅費では、官民一体学校創設に伴う職員の研修、モデル校である武内小学校等の花まる学習会からの講師派遣費用などの費用弁償を計上されております。

5 項 4 目の図書館費では、図書館・歴史資料館の劣化診断調査委託料 200 万が計上されてますが、施設が 14 年目を迎え、長く活用するための施設本体の調査、設備の調査を行い、劣化に対応した計画の作成に役立てたいとのことでした。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／田代酒造跡の買戻しの件ですが、そのあとの活用とか何とか、そういうことについての議論や説明がありましたか。

お聞きします。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／質疑ありがとうございます。

田代酒造跡地の分については、議員のほうから、土地開発基金の財産買戻しを今後のことはどのようなふうになっているかという問い合わせに対して、近隣の寺、宅地所有者、地元公民館用地に分割の話もあるし、民間からは宅地分譲、アパート建設の問い合わせ、処分を普通財産に戻すための提案ということで、今後定住促進に該当するように売却を進めたいという説明がありました。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 44 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正のおもなものとして、農地費 15 節、工事請負費で、新幹線鉄道工事に伴うため池・農道付替工事として 1 億円計上されており、事業費については鉄道運輸機構が、全額を負担するという説明を受けました。

なお、委員会において現地を視察、確認したところでのございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のどおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました、第 44 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、老人福祉費では、老人ホーム、宅老所などにおけるスプリンクラー、防火壁等施設の整備に対する補助金が、国、県の補助金を伴って計上されております。児童福祉費では、国の補助基準額が変更されたことにより、芳華保育園、花島保育園に対する、安心こども基金特別対策事業費補助金が増額されております。

また、新規事業として、農林水産省の指定を受け実施する、学校給食地場食材利用拡大モデル事業に要する経費が計上されております。

学校給食地産地消率向上を図り、食材に関する調査、会議、伝承料理の発掘、至ってはこうした取り組みによる学校給食を地域、家庭に広めていくという説明を受けています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 44 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)についてご報告申し上げます。

今回の補正の主なものとして、道路維持費において工事費に交付金事業の道路防災工事。補償修繕工事と市単独事業の道路維持工事費を、委託料に、木ノ元区の道路浸水対策調査解析業務に要する費用をお願いするものであるとのことでした。

道路浸水調査については、木ノ元区は毎年浸水被害を受けている状況で、軽減対策となるよう実施するものと説明を受け、早急な調査が必要と感じました。

街路事業費の路線別の実質予算は、中野ご船山線については、塗装舗装工事費と建物調査委託料 1 件分、電柱移転 1 件分の補償費。

永松川良線については、都市下水路の付け替え工事費、建物補償費と用地購入費。

天神崎白岩線については、家屋 2 件分の建物補償費と用地購入費をお願いするものとのことでした。

また、県が事業主体で実施している甘久武雄線、内町迎田線などに対する 15%分の負担金をお願いするものであるとの説明を受けました。

歳入について都市計画補助金は、中野ご船山線、永松川良線、天神崎白岩線の街路自費の対象経費に対する補助金、補助率 55%説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上ご報告申し上げます。

議長／委員長ご報告に対する質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

ここで、第 44 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより、討論、採決を行います。第 44 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

江原議員／第 44 号議案、平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、反対の討論を申し上げます。

1 つは、*** の費用弁償 55 万円。

2 つ、学校総務費、旅費 315 万 5000 円に関する、官民一体学校導入の補正予算に対して、雪辱だとして反対を申し上げます。

その理由は第 1 に、4 月 17 日、市長は東京文部科学省、文科省で記者発表されましたが、保護者、学校関係者はかやの外であり、市民には事前に一切協議もなければ報告もない。これは政治が教育に介入している姿、そのものではありませんか。

第 2 に、教育にないように関しての決定の進め方は、政治的決定のルートではなく、教育を担う現場の方々、保護者、教師集団の営み、話し合い協議による日常的な取り組みのルートによるべきものと私は考えるものであります。

これらの点で市民に説明しなかったやり方は、到底認められません。

3 つ目に、図書館・歴史資料館劣化調査診断調査委託料 200 万円の支出についても反対申し上げます。

回収に 7500 万円かけ、さらにその結果、グッドデザイン賞をもらったとされましたが、ここで劣化診断調査委託を進めることに対して、市民は驚いています。

今この委託料を執行する理由に説明を聞いて当たらないと考え、以上指摘しまして反対の討論をいたします。

議長／山口等議員

山口等議員／第 44 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)分割について、賛成の立場で討論します。

さきほど、図書館、歴史資料館の劣化診断調査委託料について意見がありましたが、この調査は内部の改修、設備の長寿命化をはかるものであり、機体の状況、空調機、換気設備、宣伝する一方の全体的な劣化診断の調査であります。

その結果を踏まえて、計画的に改善を進めるための調査でもあります。

現在たくさんの方がこの図書館に訪れておられます。

その方々が快適に過していただくためにも、この調査は必ず必要だと考えております。

また委員会の席上、教育について全般的に反対というようなことも言われておりました。

そのような中で武雄中学校のエレベーター等の設置、建築工事についても、反対なんでしょう。

北方中ですね、すみません。

これまで、北方中のみがエレベーターの設置がなされておらず、それで全ての中学校に設置することになっております。

よって私自身、第 44 号議案の付託案件につきまして、賛成すべきものと判断し、賛成討論

とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第 44 号議案を採決いたします。

本案は、ご異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立

起立多数であります。

よって、第 44 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

20 番牟田議員

牟田議員／すみません。

議席からいいですか。

議員進行でお尋ねします。

今反対討論と出ましたが、議会、武雄市議会というのは、委員会制をとってます。

委員会の中で、もちろん賛成、反対あるでしょう。

そのときの中で、委員会できちんと反対の理由とかを説明してもらわないと、きょうも委員長は反対があっても、反対の理由がわからない。

われわれ、同じ委員も、市民に説明するとき、反対あったよと説明するわけです。

そのときに、何の反対か答えられないわけですよ。

本会議でも、討論省略ということが以前たまにありましたが、そのときも、ほかの議員さんから、ちゃんと討論せよと声が上がりました。

委員会というのは議会をそのまま凝縮したもの、そういう中でも、反対なら反対の理由を言わないと、同じ議員として説明もできないし、委員長も困ります。

なによりも執行部は、何に反対されたか、どこに反対されたか、わからないです。

明確なルールが決められていないので、議長そして業務委員長、相談して、そういうルールをきちんと作っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長／ただいまの、牟田議員の進行については、総務文教常任委員さんからも、私のほうに持ち上がっております。

きょうも朝のうちちょっと話をしておりましたけども、やはりなぜ反対するのか、明確に
していただかないと、市民の皆さん方にも説明ができない。

執行部も反対に対して、作業もできないということです、そういった意味では今後、
対策委員会、あるいは議論におきまして、反対の立場にある方は討論で、反対の意思を正
確にさせていただくということで協議していただいて、対応させていただきたいと思ってお
りますので、よろしくお願いします。

議事を進行いたします。

日程第 12 第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提出者からの説明を求めます。

樋渡市長

樋渡市長／第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明します。

固定資産評価審査委員会委員の、カワチノヒデオ氏のご逝去されたことにより、公認とし
てあらたに、フクチジュンイチ氏を固定資産評価審査委員会委員としてお願いいたしたく、
地方税法第 423 条第 3 項の規定にもとづき、議会のご同意をお願いするものです。

福地氏の経歴については、添付しております資料の通りです。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

>なし

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第 53 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第 13 意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

10 番 上田議員

上田議員／意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書の提出者を代表しまして、趣旨説明をいたします。

驚異的なスピードで進む情報化社会、その情報化社会を支える ICT 技術、今日 ICT は、生活になくてはならないものであり、暮らしのさまざまな場面で活用されており、情報化社会での ICT 技術の活用は、少子高齢化社会に豊かさと調和をもたらし、グローバリゼーションと地域固有文化の未来にかけがえのない地域環境を残し、伝えていくことにもその力を発揮するものです。

これからの学校は、学習内容に応じて、ICT の導入や工夫をこらした授業を行うことで一人ひとりに対するきめ細やかな対応が求められており、平成 18 年度の義務教育の国庫負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことは、各自治体において、さまざまな取り組みが試行錯誤されているなか、予算の確保が重要な位置づけとなり財政的な圧迫や制約を受けていることは言うまでもない。

こうした観点から、2015 年度政府の予算編成において、下記事項の実現において、強く要望します。

ICT 教育を含む教育水準の維持向上をはかるため、教育費国庫負担割を 2 分の 1 にすることを求めます。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／国庫負担金をあげるのは毎回出てますが、その理由が、今回、ICT をすることに重点が置かれていることですか。

上田議員／よく読んでいただくとわかると思いますが、ICT 教育等を含む教育水準の維持向上をはかるためということで、ICT も含めています。

ほかにもいろんなことが考えられると思うので、ご理解いただきたいと思います。

議長／ほかに質疑ございませんか？

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

23 番 江原一雄議員

江原議員／意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書について、反対の討論を申します。

そもそも、義務教育費国庫負担制度で、国負担割合を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き上げたのは、安倍第二次計画です。

この意見書の項目には、ICT 教育を含む、教育水準の維持向上をはかるためと記述されていますが、この意見書は、ICT 教育推進がない目的と推察せざるをえません。

学校現場、保護者が求めるのは、ゆきとどいた教育の推進であり、そのためにも、安倍改革がやろうとしない、小学 3 年生以上の 35 人学級こそ早急に実施されるように望むものです。

このことに照らして、賛同できないと考え、反対の討論と申しあげるしだいです。

失礼しました。

指摘をいただきまして、提案、反対理由の中で 35 人以上といいましたが、訂正します。

35 人以下学級です、失礼しました。

議長／4 番 山口等議員

山口議員／意見書第 3 号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

今日、ICT は、私達の生活にとって、なくてはならないもので、暮らしのさまざまな場面で活用されます。

これからの学校は、学習内容に応じ、ICT 技術を導入し、子どもたちの目線に立って対応していくべきだと考えています。

そのために、教職員の確保が必要で、国庫負担金割合を元の 2 分の 1 に戻すべきだと考えています。

よって、この意見書については賛成すべきものと判断し、賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより意見書第 3 号を採決いたします。

本件は、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立

起立多数であります。

よって、意見書第 3 号は、原案どおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第 3 号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第 14 意見書第 4 号に入る前ですが、意見書第 4 号について訂正したい旨の申し入れがあります。

内容は意見書上の、上から 5 行目の引き下げを「引き上げ」に、一部の訂正の申し上げがあります。

お諮りします。

意見書第 4 号について、訂正を承認することにご異議ありませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第 4 号の訂正については承認することに決定いたしました。

改めて、意見書第 4 号を議題といたします。

日程第 14 意見書第 4 号 国民健康保険事業運営に係る国の財政支援を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

11 番 山口裕子議員

山口裕子議員／意見書第4号 国民健康保険事業運営に係る国の財政支援を求める意見書の趣旨、説明を行います。

国民健康保険事業については、加入者の高齢化や医療技術の高度化により年々増加する医療費の一方で、経済の低迷や低所得者層の増加などにより、被保険者の所得水準が低く、保険者の負担率が著しく高いといった構造的問題があり、保険者の責任によらない要因による赤字保険者が増えている。

現在国保運営に厳しい状況で、医療費抑制のための対策など、各市実施していますが、被保険者に対し負担を求めるのはきわめて困難であり、一般会計からの法定外繰入を余儀なくされている。

このような状況を招いた要因として、国保財源の国庫負担率が総医療費の、45%から38.5%、保険給付費の50%に引き下げられたことがある。

消費増税に伴い、低所得者に対する財政支援強化のために、公費負担が実施される運びとなったが、医療費に対する国庫負担、割合の引き上げなど、さらなる支援が必要。

またこのほど、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進にかかる法律が施行されたが、市町村国保の運営の都道府県化については、地方の理解を得た上で、国の責任において、国保の構造的問題を解決し、将来にわたる持続可能な制度の構築。

さらに国民皆保険制度を確保し、給付と負担の公平化を実現するには、国による一本化を図るべき。

よって、国においては国民健康保険が国民皆保険制度を支える持続可能な制度とするために、下記事項について強く要望する。

- 1、医療費に対する国庫負担割合の引き上げ、支援を行うこと。
- 2、給付と負担の公平化を実現するために、国による国民健康保険を一本化を推進する。

以上です。

以上で趣旨説明を終わります。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／意見書第 4 号について、国民健康保険事業にかかる、国の財政支援を求める意見書に反対の討論を申し上げる。

今、意見書にも述べられているように、一つは、国庫事業の困難な状況を招いたのは国庫負担率が 45%から 38.5%に引き下げられたとされております。

その引き上げを求めることについては、平成 22 年 3 月議会で同様の意見書を私は提案し全会一致で提案を国に対して要望した経緯もあります。

まさに今の国庫財政の困難な状況を招いたのは、国庫負担率が 45%から 38.5%に引き下げられたこと、その要因ではないでしょうか。

その引き上げを求めることについては、賛同するものですが、2つめの給付と負担の公平化を実現するために国による国民健康保険の一本化を推進することについては異議があります。

わたしは、これまで昭和 36 年度から、国民健康保険事業が開始されてきたわけですが、ここに来て、その矛盾を国による健康保険制度の一本化を推進することについては、異議を持つものであり、よってこの意見書には賛同できないと考え、反対の討論とさせていただきます。

議長／静かに。

12 番 古川議員

古川議員／意見書第 4 号に対する、賛成の立場で討論をします。

いま反对者が、負担割合の増額には賛成すると。

しかし、国の一本化には反対をするということでございました。

今現在は、各市町村で国保税の不平等が行われています。

武雄市においても、年間 1 億 2000 万、総額で 6 億 5000 万の累積赤字を抱えています。

国に、どうしても一本化を最後はお願いしなければならないということでございます。

地方を守るために、この国保税の財政支援をお願いすることを求めて、賛成の討論といたします。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより意見書第4号を採決いたします。

本件は、起立により採決を行います。

本件は議案の通り、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、意見書第4号は、議案の通り可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第15 選挙第8号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、武雄市選挙管理委員会委員4名及び補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名いたします。

最初に武雄市選挙管理委員会委員の指名を行います。

住所、氏名の順に申し上げます。

武雄市山内町 大宅敏治(おおや としはる)氏、武雄市橘町 田崎英子(たさき えいこ)氏、武雄市北方町 田崎義兼(たさき よしかね)氏、武雄市橘町 古川正明(ふるかわ まさあき)氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の方を武雄市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、武雄市選挙管理委員会委員補充員の指名をいたします。

この補充員については、地方自治法第182条第3項の規定に基づき、順位が必要ですので、順位を付して指名いたします。

第1順位 武雄市武雄町 平山由美子(ひらやま ゆみこ)氏、第2順位 武雄市北方町 末次隆裕(すえつぐ たかひろ)氏、第3順位 武雄市山内町 藤崎勝行(ふじさき かつゆき)氏、第4順位 武雄市武雄町 本村博史(もとむら ひろし)氏、以上の4名の方を武雄市選挙管理委員会委員補充員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において順位を付して指名いたしました4名の方を、武雄市選挙管理委員会委員補充員に定めることにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第16選挙第9号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち、市長が管理者に選任されましたので、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

組合議員に武雄市副市長前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました、前田敏美君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長前田敏美君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

日程第 17 選挙第 10 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が副管理者に選任されましたので、佐賀県西部広域環境組合規約第 6 条第 2 項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから 1 名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と、同条第 2 項の規定による指名推選との 2 つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

組合議員に武雄市副市長前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました前田敏美君を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって武雄市副市長前田敏美君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

日程第 18 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 6 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。